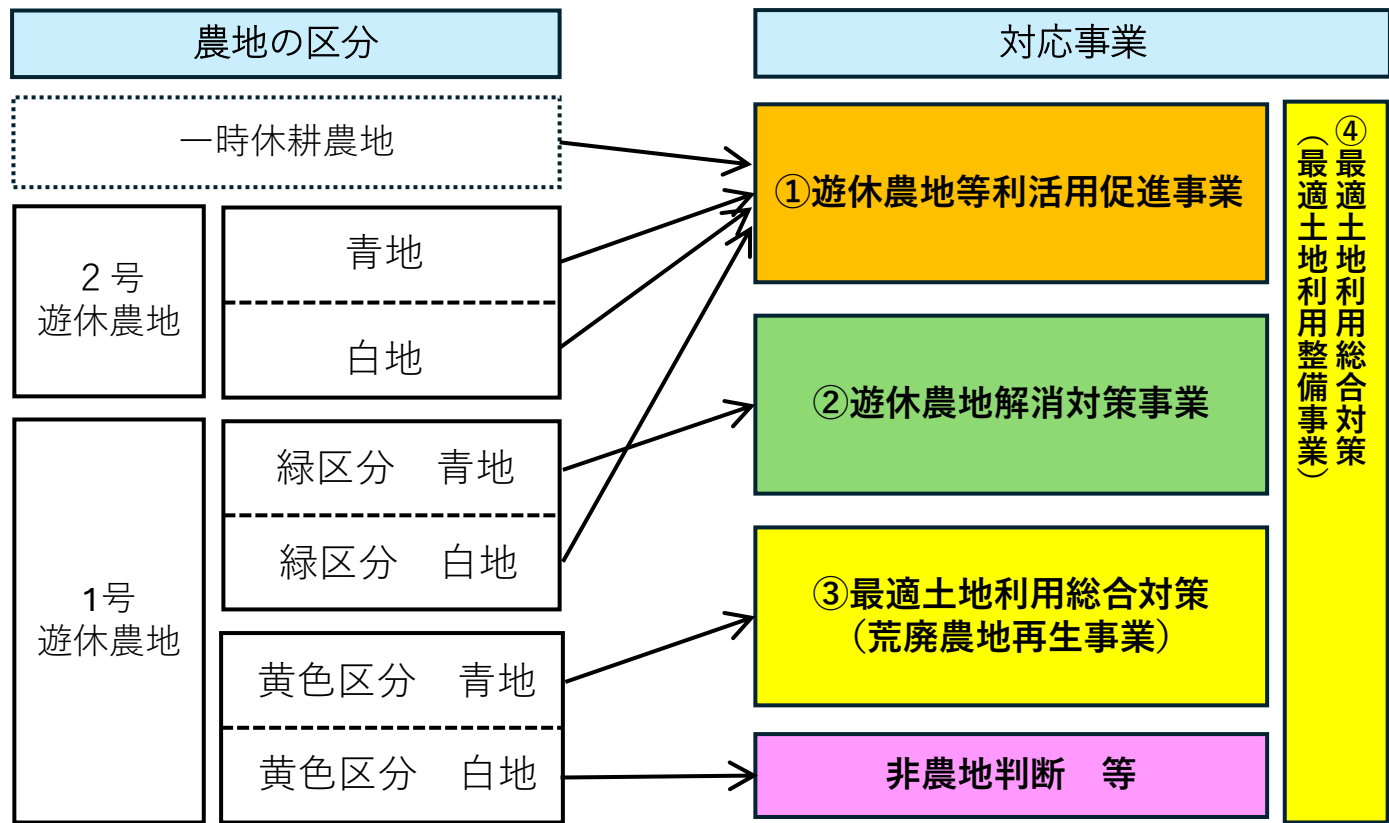


遊休農地解消に活用できる事業



事業概要	事業主体	補助額	補助率	対象作業
①遊休農地等利活用促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者 ・ 民間事業者 ・ 農業協同組合 ・ 土地改良区 ・ 市町村 ・ アグリパークにより農業に参入する者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号遊休農地 43,000円/10a ・ 2号遊休農地 24,000円/10a 	定額 (県3/4 市町村1/4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刈払、深耕・整地、排水改善、障害物除去、土壌改良 等
②遊休農地解消対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地中間管理機構 ・ 市町村 等 	・ 43,000円/10a	定額 (国費)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刈払、伐根、整地 等
③最適土地利用総合対策(荒廃農地再生事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村 ・ 耕作者 ・ 所有者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費の1/2以内(事業費の上限は200万円) ・ なお、土壌改良は32,000円/10a、耕起・整地は25,000円/10aに整備面積を乗じて得た金額 	国1/2 事業主体1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刈払、伐根、土壌改良、支障物撤去、暗渠配水、客土、農地等整備 等
④最適土地利用総合対策(最適土地利用整備事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村 ・ 農業委員会 ・ 農業協同組合 ・ 土地改良区 ・ 地域協議会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成額の上限は助成単価(年標準額2,000万円)に当該支援の事業年数を乗じた額 	国5.5/10以内 事業主体残り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刈払・伐根、集積・運搬、除礫、耕起・整地、土壌改良 等 ・ ※粗放的利用のための条件整備